

令和3年(2021年)8月26日

道内大規模商業施設関連事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

北海道における緊急事態措置について

日頃から北海道政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、北海道に別添のとおり緊急事態措置が適用され、8月27日より9月12日までの期間、特定措置区域（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市の10市町村）内にある大規模商業施設（床面積1,000㎡以上の店舗）に次の要請、協力依頼を行うこととしました。

- 1 営業時間は5時から20時までとする（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）。
※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く。
- 2 大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。（同法第45条第2項）
- 3 感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。（同法第24条第9項）
- 4 土日におけるセールや集客イベントを自粛する。（同法第24条第9項）
- 5 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。（協力依頼）
- 6 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない。（協力依頼）
- 7 カラオケ設備の利用を行わない。（協力依頼）

道内の新規感染者数は、8月25日には568人となるなど感染拡大が続いており、また、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んでおります。

さらには、首都圏及び関西圏の百貨店における大規模な集団感染など本道においても注意しなければならない事例が発生しています。

皆様には、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただいていると存じますが、今後とも人と人との接触機会を低減していく必要があることから、事業者の皆様におかれましては、感染拡大を防止するため、これらの事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

また、来店者に対して店舗入口において緊急事態措置期間であることの周知のほか、手指消毒やマスク着用の徹底を呼びかけるなどの注意喚起を行うとともに、別紙の取組事例をご参考の上、引き続き感染防止対策の徹底について、ご協力いただきますようお願いいたします。

【本通知のお問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

担 当：杉田

T E L：011-204-5341

【別紙】

小売事業者における感染防止対策の取組事例

- 1 曜日や時間帯による特売やキャンペーンなどの自粛
- 2 混雑の誘引につながる広告の自粛
- 3 混雑時間帯の情報提供によるオフピークタイムでの来店呼び掛け
- 4 1グループ1人又は少人数での来店呼び掛け
- 5 レジ前や入店前における行列位置の指定
- 6 顧客に対する来店前の検温呼び掛け
(店舗において検温を実施している場合は検温への協力依頼)
- 7 入出店時の消毒の徹底呼び掛け
- 8 換気設備や窓の開閉等による換気の徹底
- 9 従業員の手指消毒や買い物カゴ・トイレなど店舗内の消毒・清掃の徹底

※感染拡大防止にあたっては、人の流れを可能な限り抑えることが必要であることから、事業者の皆様におかれましては、特に1～5の取組について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。